総 税 市 第 120 号 令 和 7 年 9 月 26 日

埼玉県春日部市長 殿

総務大臣(公印省略)

ふるさと納税の対象となる地方団体の指定について(通知)

標記の件について、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。) 第37条の2第2項及び第314条の7第2項の規定により、貴団体を法第37条の 2第2項各号及び第314条の7第2項各号に掲げる基準に適合する地方団体とし て指定します。

指定対象期間は、令和7年10月1日から令和8年9月30日までとなります。